

令和7年度第1回知立市総合教育会議 次第

日時 令和7年5月8日(木)
午後1時15分から
場所 知立市役所 第4会議室

1 開会

2 議題

(1) 知立市教育大綱について (資料1～資料3)

(2) 読書活動について

1) 電子図書館について

・電子図書館利用状況について (資料4)

・電子図書館利用コンテンツ数 (資料5)

2) 子どもの読書活動について

・子ども読書活動推進計画における成果指標 (資料6)

・図書館の利用状況について (資料7)

3) 市内小中学校における読書活動について (資料8)

(3) その他

出席者名簿

市長 石川 智子

教育長 宇野 成佳

教育委員 伊藤 沙織

教育委員 寺田 節子

教育委員 蔭山 英順

教育委員 大橋 均

事務局 (総合教育会議・教育委員会)

企画部長 山崎 保志

教育部長 市川 敏一

企画政策課長 伊藤 慎治

学校教育課長 丹羽 康二

文化課長 河合 圭太

企画政策課課長補佐 佐藤 浩二

企画政策課主事 大西 佑弥

総合教育会議・教育大綱 概要

1. 総合教育会議について

平成 23 年度に滋賀県大津市で起きた中学生のいじめ自殺事件において、大津市教育委員会の対応に世論の批判が高まったことを受けて、教育行政の責任体制の明確化、教育施策への首長の関与のあり方、緊急時の迅速な対応を軸に法改正が議論され、平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が施行されました。これにより総合教育会議の設置が義務化されました。

知立市では、平成 27 年 5 月 14 日に知立市総合教育会議設置要綱を施行し、知立市総合教育会議を設置しました。

知立市総合教育会議は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政を推進していくことを目的として年 2 回ほど開催しています。

2. 総合教育会議における過去の議題

| 開催年度 | 開催年月 | 議題 |
|---------|-------------|--|
| 令和元年度 | 令和元年 7 月 | (1) ICT 教育について (2) 働き方改革について (3) その他 ・民法改正後の成人式について |
| 〃 | 令和 2 年 2 月 | (1) 2 学期制・3 学期制について (2) 給食の食器について (3) その他 ・教育大綱について |
| 令和 2 年度 | 令和 2 年 6 月 | 新型コロナウイルス感染拡大により中止 |
| 〃 | 令和 2 年 10 月 | (1) 野外センターについて (2) その他 ・各種会議のオンライン化について |
| 〃 | 令和 3 年 2 月 | (1) 児童生徒の読書について (2) その他 ・人事異動について |
| 令和 3 年度 | 令和 3 年 5 月 | (1) オンライン教育の進捗状況について (2) その他 ・性教育について |

| | | |
|-------|--------|--|
| 々 | 令和4年2月 | (1) 命の安全教育について (2) 家庭でのスマホ等の使い方 |
| 令和4年度 | 令和4年5月 | (1) 学校における情報教育の進捗と今後の展望について (GIGA スクール構想) |
| 々 | 令和5年2月 | (1) SDGs の取組について (2) 多文化共生について (3) その他 ・ 教育部の新規事業について (電子図書館・電話通訳) |
| 令和5年度 | 令和5年5月 | (1) 安全教育について |
| 々 | 令和6年2月 | (1) 学校図書館図書整備計画について (2) コミュニティスクールについて |
| 令和6年度 | 令和6年5月 | (1) 不登校児童生徒への支援について (2) 環境教育について (3) その他 ・ 野外センターの売却について |
| 々 | 令和7年2月 | (1) 教育大綱について (2) 防災教育について (3) その他 |

3. 教育大綱について

平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」により大綱の策定が義務化されました。

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

また、大綱の策定については、教育基本法に基づき、策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参考に定めることとされていますが、教育課題が地域によって様々であるため、地域の実情に応じて策定することとなっています。

大綱が対象とする期間は、4年から5年が想定されており、地方公共団体の長が総合教育会議での協議を経て、定めるものとされています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
 - 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
 - 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
 - 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
 - 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
 - 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
 - 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

知立市教育大綱 (令和3年度～令和7年度)

市民一人ひとりが夢や希望をもって豊かな人生を歩み、平和で民主的な社会の担い手としての資質を備えられるよう、知立市の教育の基本的方針を定めました。

1 いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育を推進します。

学校教育の基本方針を定めました。自他の生命や自然を尊重し、様々な課題を自ら解決していく力、確かな知識や技術、感動する心や自らを律する心、たくましい心身の育成をめざして、きめ細かで調和の取れた学校教育を進めていきます。

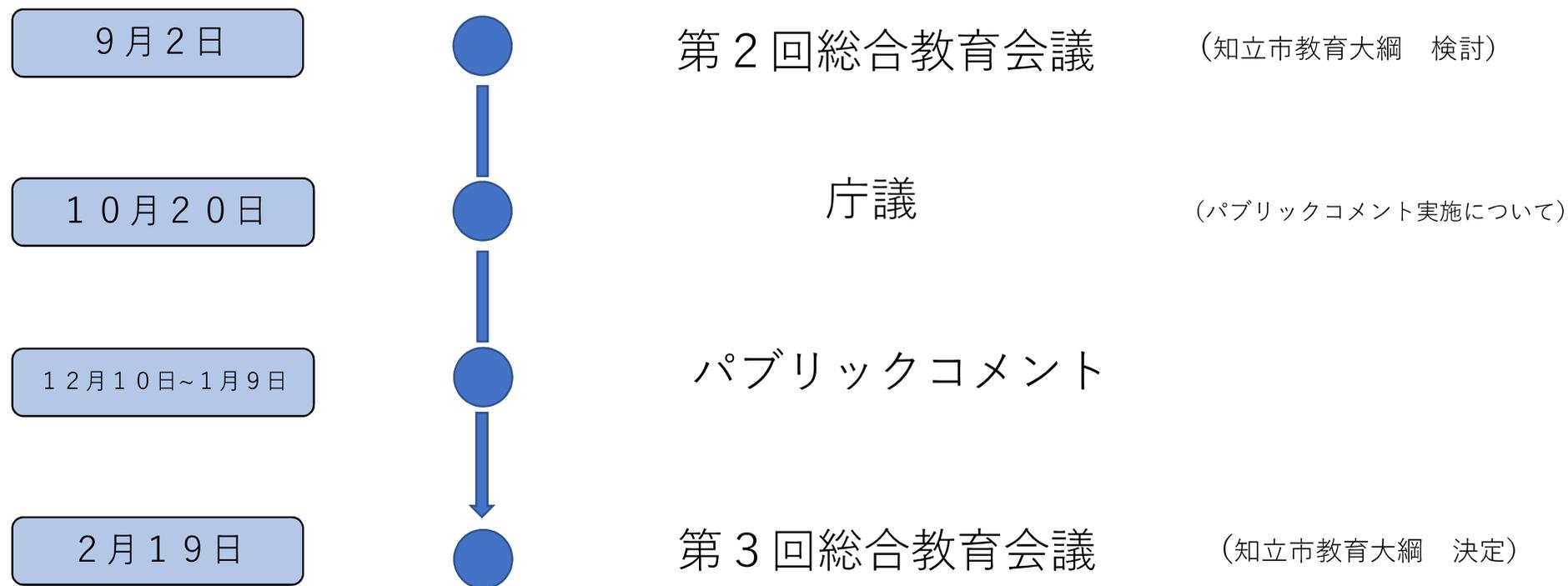
2 ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動を推進します。

生涯学習活動の基本方針を定めました。郷土愛や自立・協働・創造が息づく社会をめざして、全てのライフステージでの切れ目の無い学びを設定するとともに、地域生涯学習、スポーツやボランティアなどの様々な活動を支援していきます。

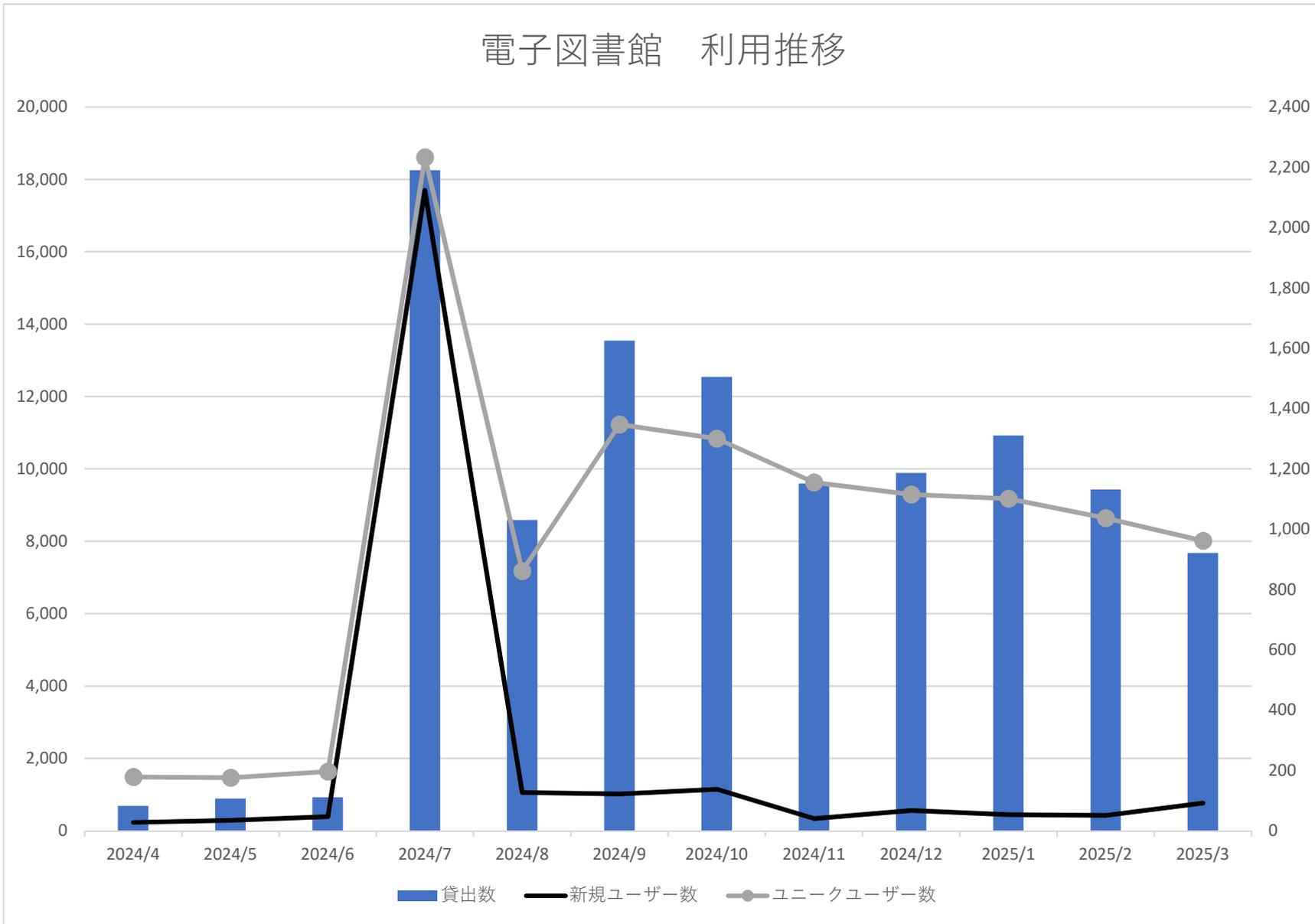
3 豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動を推進します。

文化・芸術活動の基本方針を定めました。豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、知立市の歴史的な資産・文化財・祭行事などの適切な保存と活用を進め、市民による文化・芸術活動を促進するための事業を充実するとともに、活動を支える人材や団体を支援・育成していきます。

今後のスケジュール

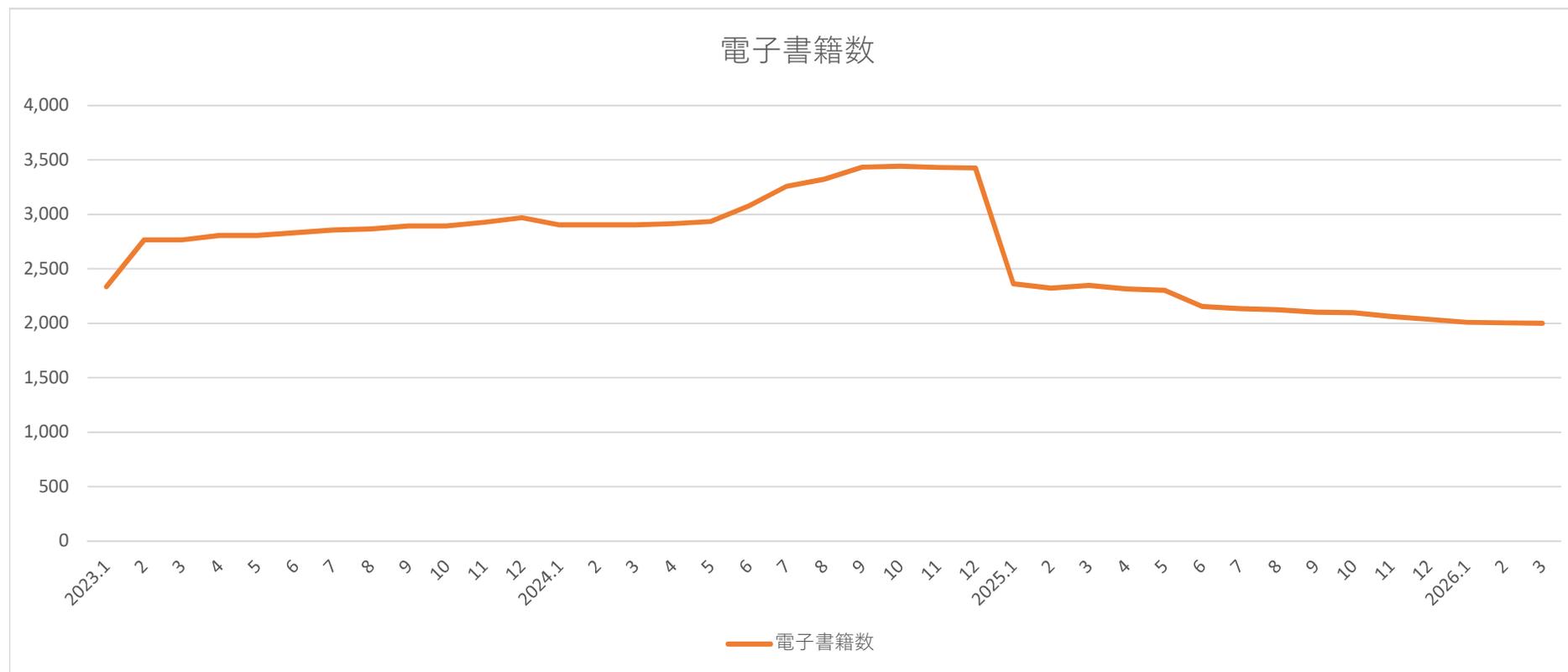


電子図書館 利用推移



| | 2024/4 | 2024/5 | 2024/6 | 2024/7 | 2024/8 | 2024/9 | 2024/10 | 2024/11 | 2024/12 | 2025/1 | 2025/2 | 2025/3 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 貸出数 | 683 | 889 | 927 | 18,248 | 8,584 | 13,541 | 12,540 | 9,593 | 9,884 | 10,921 | 9,433 | 7,671 |
| 新規ユーザー数 | 28 | 35 | 47 | 2,124 | 127 | 122 | 138 | 41 | 68 | 54 | 51 | 92 |
| ユニークユーザー数 | 179 | 176 | 197 | 2,233 | 861 | 1,347 | 1,301 | 1,155 | 1,115 | 1,101 | 1,037 | 962 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年月 | 2023.1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 電子書籍数 | 2,335 | 2,765 | 2,765 | 2,808 | 2,808 | 2,832 | 2,857 | 2,867 | 2,894 | 2,894 | 2,929 | 2,970 |
| 年月 | 2024.1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 電子書籍数 | 2,904 | 2,904 | 2,904 | 2,915 | 2,936 | 3,077 | 3,256 | 3,323 | 3,435 | 3,442 | 3,432 | 3,427 |
| 年月 | 2025.1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 電子書籍数 | 2,364 | 2,324 | 2,349 | 2,315 | 2,305 | 2,155 | 2,134 | 2,124 | 2,102 | 2,097 | 2,062 | 2,035 |
| 年月 | 2026.1 | 2 | 3 | | | | | | | | | |
| 電子書籍数 | 2,010 | 2,005 | 2,000 | | | | | | | | | |



成果指標

この計画では、子どもの読書活動の進捗状況を概観できる指標を使って、以下のとおり数値目標を設定します。

| 指標名 | 対象 | 作成時 (2020年) | 中間年 (2023年) | 目標 (2025年) |
|-------------------------------|--------------|---------------------------------|--------------------------------|------------------|
| 読書が好きな児童生徒の割合 | 小学校 | 80.4% (2020年6月) | 85.1% (2023年6月) | 84.1% |
| | 中学校 | 69.6% (2020年6月) | 66.5% (2023年6月) | 72.7% |
| 保護者が子どもへ読み聞かせを行った割合 | 1歳6か月児健診の保護者 | 78.2% (2020年11月) | 86.4% (2023年7月～10月) | 85%(※) |
| | 3歳児健診の保護者 | 73.1% (2020年11月) | 92.1% (2023年7月～10月) | 85%(※) |
| 小学校に入る前に、家で本を読んでもらった経験のある子の割合 | 小学校 | 66.6% (2020年6月) | 64.5% (2023年6月) | 72.9% |
| 1か月間に1冊以上本を読んだ児童生徒の割合 | 小学校 | 79.7% (2020年6月) | 93.0% (2023年6月) | 93.5% |
| | 中学校 | 75.0% (2020年6月) | 66.3% (2023年6月) | 87.7% |
| 全校一斉の読書活動(週1回以上)をしている学校の数 | 小学校 中学校 | 7校/10校 (2020年3月) | 9校/10校 (2023年10月) | 10校全校 |
| 学校図書推進員の配置 | 小学校 中学校 | 10校/10校 週3日×4時間 (2020年3月) | 10校/10校 週3日×4時間 (2023年度) | 10校全校 週5日×4時間 |
| 知立市図書館の団体貸出を利用している学校の数 | 小学校 中学校 | 7校/10校 (2020年3月) | 7校/10校 (2023年3月) | 10校全校 |
| 読書活動においてボランティアグループを利用している学校の数 | 小学校 中学校 | 2校/10校 (2020年3月) | 4校/10校 (2023年10月) | 10校全校 |
| 知立市図書館での年間貸出冊数 | 18歳以下の子ども | 74,382冊 (2020年3月) | 71,844冊 (2023年3月) | 105,000冊 |
| | 13～18歳の子ども | 11,152冊 (2020年3月) | 9,134冊 (2023年3月) | 17,000冊 |

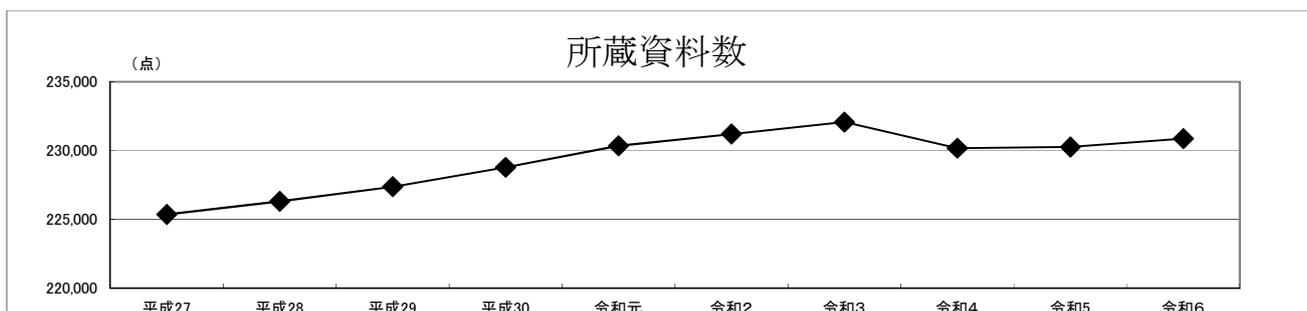
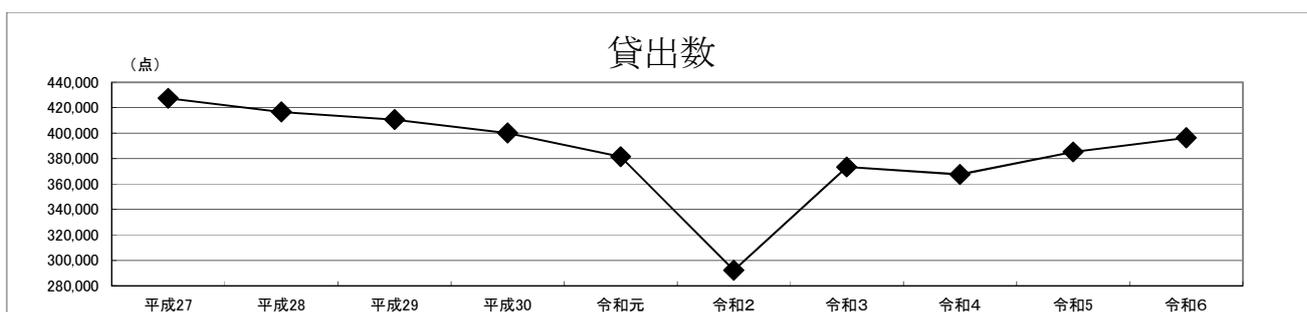
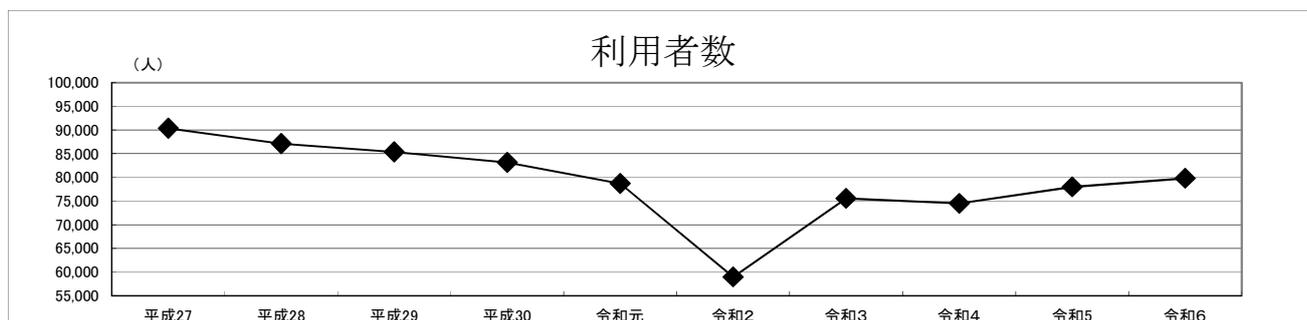
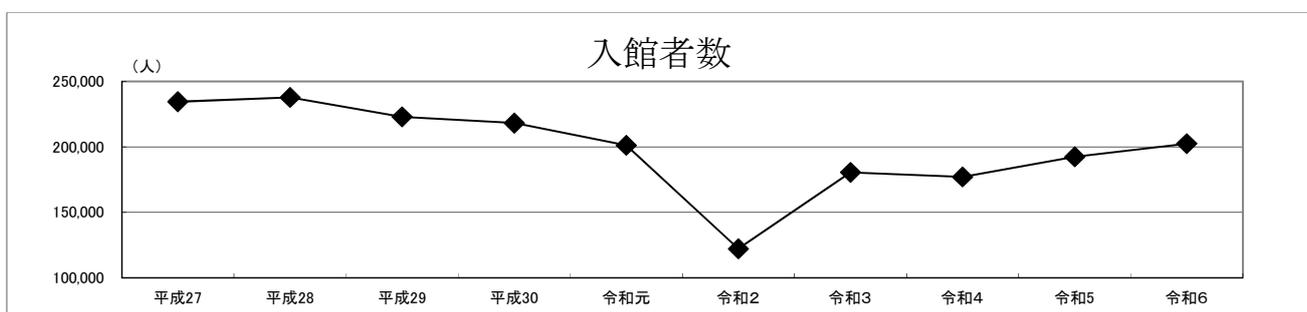
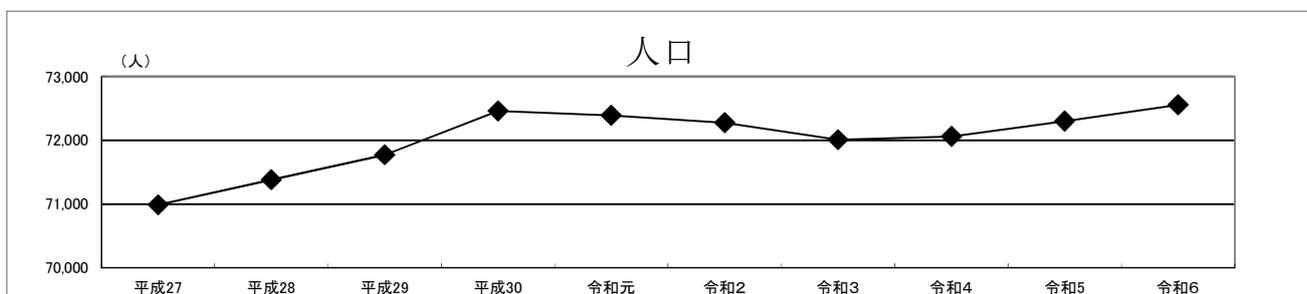
・計画の中間年度である2023年度と最終年度である2025年度にアンケートや統計資料で進捗状況を調査します。

・「%」のついている目標値のうち(※)のついているものは、愛知県子ども読書活動推進計画(第三次)の目標値、その他は愛知県子供読書活動推進計画(第四次)の実態調査で行った実績値であるため小数点以下があります。

(4) 過去10年間の推移

※人口は、翌年度4月1日現在

| 年度 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 | 令和元 | 令和2 | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口(人) | 70,987 | 71,383 | 71,771 | 72,460 | 72,392 | 72,277 | 72,011 | 72,062 | 72,302 | 72,557 |
| 入館(人) | 234,459 | 237,756 | 222,948 | 218,209 | 201,314 | 122,254 | 180,490 | 177,072 | 192,527 | 202,430 |
| 利用(人) | 90,367 | 87,135 | 85,383 | 83,145 | 78,709 | 58,938 | 75,548 | 74,505 | 77,974 | 79,822 |
| 貸出(点) | 427,412 | 416,549 | 410,606 | 400,143 | 381,480 | 292,243 | 373,274 | 367,518 | 385,182 | 396,275 |
| 蔵書(点) | 225,361 | 226,321 | 227,367 | 228,786 | 230,345 | 231,204 | 232,077 | 230,181 | 230,262 | 230,875 |



市内小中学校における読書活動について

1 市図書館と市内小中学校の連携に関する知立市の状況

(1) 知立市電子図書館の児童生徒の利用について

知立市図書館では児童・生徒が読書に親しむ機会の充実及び子どもの読書活動推進のため、令和6年7月より市内小中学校の児童・生徒への知立市電子図書館 ID 一斉付与をおこなっている。一斉付与により、一人一台のタブレット端末から電子図書館にアクセス可能となり、今まで知立市図書館を利用しにくかった児童・生徒に読書の機会を提供している。和書については、1冊につき1人借りることができ、朝の読書活動などに活用している。洋書については、大型モニターに電子書籍を映して、児童・生徒全員で閲覧することが可能である。同時に、児童・生徒のタブレットに画面共有もできる。例えば、小学校の教室で「はらぺこあおむし」「スイミー」「おさるのジョージ シリーズ」などの絵本を大型モニターに映し出し、読み聞かせなどを行うことができる。

また、児童生徒個人では、一度に3冊まで、2週間(336時間)借りることができる。なお、返却日には自動で返却される。その後すぐに、新しい本を借りることもできる。

(2) 知立市図書館の事業活用について

①ブックトーク活動

絵本や本の一部を見せたり読み上げたりしつつ、その本の魅力を児童に伝える活動。

②町たんけん

児童が授業時間内に、実際に図書館訪ね、公共施設について知る活動。

| 内 容 | 実 施 日(令和5年度実績) | 対 象 |
|--------|----------------|--------|
| ブックトーク | 7月3日 | 知立東小学校 |
| ブックトーク | 6月23日、7月6日 | 知立南小学校 |
| ブックトーク | 7月4日、5日 | 来迎寺小学校 |
| ブックトーク | 11月29日 | 知立小学校 |
| 町たんけん | 11月1日 | 知立西小学校 |

③団体貸出事業

市内小中学校に対して、100冊を上限とし、1ヶ月間の図書貸出を行っている。社会科や総合的な学習の時間などで調べ学習などを行う際に、この事業を活用している。

(3) 市図書館における児童生徒居場所づくりについて

知立市図書館では、児童生徒向けの各種イベントを企画している。すべて自由参加ではあるが、児童生徒にとって、読書などの文化活動に触れる貴重な機会となっている。

【図書館コンサート、映画上映会、バルーンアート、押し花しおりづくり、YA(ヤングアダルト)おすすめ図書案内、1日司書体験、カウンター体験、図書館探検ツアー、妖怪先生の実験、ちりめんモンスターを探せ、バルーンアート、廃棄図書の譲渡会、ふるさとかるた会、読み聞かせスキルアップ講座 など】

2 学校での主な読書活動への取り組み

(1) 読書週間 … 全小学校で、年間2回読書強化週間を設けている。

(2) 読書活動 … 全校一斉の読書活動(週1回以上)をしている学校が9校(R5年度)

(3) 読み聞かせ… 保護者ボランティアや児童委員会活動によって、読み聞かせを実施している小学校が多い。